OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 庄内藩校致道館設立の契機 ： 藩主酒井忠徳と白井矢太夫の儒学観及び徂徠学の影響関係を中心として |
| Author(s) | 瀬尾, 邦雄 |
| Citation | 懐徳堂研究. 2012, 3, p. 211-228 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/24652 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# 庄内藩校致道館設立の契機―藩主酒井忠徳と白井矢太夫の儒学観及び徂徠学の影響関係を中心として―

瀬尾邦雄

## 一．はじめに

庄内藩校致道館は藩財政の窮乏と士風の乱れを憂慮した第九代藩主酒井忠徳（一七五五～一八一二）の諮問に対し、郡代白井矢太夫（一七五三～一八一二）が四十一歳の時に提出した上書（寛政五年）及び意見書（寛政八年）を受け文化二年（一八〇五）に設立されたものである。

一般的に藩校設立の契機は、危機的藩財政打開のための人材育成と統治原理の確立、そして藩学を構築せしめるための教学の振興等の社会的・教育的諸条件とが合致し初めて成立するとされるが、庄内藩においては一般的諸問題の他に、士風の刷新とその際に生じる人間に内在する心の問題への対処、藩主対徂徠学派・朱子学派の対立等々、庄内藩独自の問題点を見いだすことができる。本論は庄内藩独自の問題に対し忠徳と白井矢太夫がどのように対処し、学校設立の契機へと至っていったのか、また学校設立の契機に徂徠学が如何なる影響を与えたのか等について検証していくことにする。

## 二．藩校設立の契機

### 1．藩主酒井忠徳の諮問と庄内藩の状況

庄内藩における藩校設立の契機は、藩主忠徳の藩政への危機感による諮問とそれに呼応しようとする矢太夫の上書及び意見書の合致によるものである。当時、庄内藩は財政の行き詰まりによる農村の疲弊と人倫の荒廃により藩政が混乱に陥っていた。

こうした状況下にあって忠徳が本格的に藩政の改革を自覚したのは、時を隔てた二つの経験に因るもので、一つは忠徳が帰国の際に遭遇した福島滞留事件である。明

和四年二月一日、家督を継ぎ、安永元年六月、十八歳の時、暇を拝し初めて帰国することになったが、財政窮乏の折から江戸藩邸においては帰国費用の半分を調達し、後の半分は国許からの送金を待つことで江戸を出立した。しかし一行は福島まで達したにも拘わらず送金の沙汰無く、暫く福島滞留の已む無きに至り、忠徳は「十四万石の分限にて百里の路だに旅費を給する能はず、何を以て藩屏の職を奉ずべきとて、両眼に涙を浮かべて慨嘆せられけり」[1]と財政窮乏の現実を身を以て体験した。

これ以降忠徳は、質素倹約の励行と藩財政の健全化、そして経世済民の実行を決意したといわれている。庄内藩における財政の逼迫の原因は、数十年に亘る蓄積負債十万両の他に、帰国の年に起きた神田橋下谷の両藩邸の類焼と再建費用二万九千両の調達、酒田大火による二一八三戸の焼失等々[2]、人為・自然の種々の災難が直接・間接的に起因したことによるが、逼迫する経済に追い打ちをかけたのが江戸藩邸の維持費である[3]。江戸詰藩士は家中・給人二千五百人中概ね二・三割にすぎないが、江戸藩邸に掛かる諸経費は藩費四万両弱の内、八割を占め藩財政の不均衡を引き起こしていた。江戸藩邸維持による財政の不均衡は庄内藩に限らず江戸屋敷を構える総ての藩が都市型の貨幣経済・消費経済に飲み込まれたことを意味し、不均衡克服のため藩政の改革に邁進せざる得ない間接的要因ともなっていた。

二つめは松平定信が寛政四年、庄内藩江戸詰家老水野重幸（祖徠学派）を召し出し忠徳の政治に対する姿勢と私生活を叱責したことである。定信は天明七年、天明の飢饉を切っ掛けに農村の疲弊を憂慮し、田沼時代の失政による幕藩体制の危機的状況を回復するため棄捐令や七分金積立法、更には農業復興や人足寄場の設置等々、農政・経済・都市政策を次々に打ち出し改革を推進していった。そうした点から見ると忠徳が福島事件を経験し種々の対策を講じてきたにも拘わらず、側近政治を行い市井の俳諧師や浄瑠璃太夫、芸者等を江戸藩邸に呼び庶民の娯楽を享受するという姿勢は自己管理の甘さや改革心の欠如と認識されたようで、定信には放置し難いものと映った[4]。この定信の叱責を受けた忠徳は、政治的指導者の在り方と藩財政改革が喫緊の課題であることを改めて自覚し、改革の遂行に踏み出していった。

これまでの改革は水野重幸の推薦を得、酒田の豪商本間光丘を御家中勝手向取計に任命し藩内の財政改革に当たらせた。だが光丘が用いた手法は「藩に対して低利の融資をなすとともに緊縮均衡予算を厳守し、農村に対しても村、組遣金に低利資金を融通し、また備荒籾を設置

し農村の救済に努め[5]」るというもので、一応表層的な効果はあったが、根本的な解決には至らなかった。むしろ白井矢太夫が「右類之改革にてはかえつて民の毒を増すなり[6]」と指摘したように、藩への献金と農村への醵金、その見返りによる金融の独占と田畑の買い占めという政策は、却って農村困窮の度を増加させただけであった。

そこで忠徳は安永三年三月、郡代鈴木筑太夫（ちくだゆう）と加藤五郎兵衛に対して農民・町人には倹約による節制心の確立を、武士に対しては倹約令の厳守と共に職務に専心させるよう命じた。天明元年三月には、向こう三カ年間にわたる大倹約令を、十一月には郷村への節約令を、天明二年一月には、江戸在勤の家老二名を一名に減らしたのを皮切りに藩内の諸方面に亘り藩費の節約を行い、天明五年十月の大凶作には郷村に対し倹約令を出し、農村困窮への備えとし、同八年十一月十日には郡代や代官等に対して、これまで以上に職務に専心するよう命じた（『酒井家世紀』）。

だが忠徳の度重なる督励にも拘わらず藩政改革は遅々として進まず、寛政四年、八組郷中の納方手代に奢侈の者が多く不相応の家を建てたとして取り壊しを命じる（『酒井家世紀』）等の厳罰を命じた。しかしたびたびの督励や厳罰にも拘わらず改革の成果は挙がらず[7]、同年、再び農村の抜本的な疲弊救済のため郷村の疲弊を救うべき道あらば申し出よと家臣に対し救済策の上申を命じた。この忠徳の処置は、これまで庄内藩においては藩の意志・決定・遂行が藩主と世襲の家老周辺に集中し、藩政が前例主義に陥っていたものを、これ以後士臣に意見を求め、藩政に衆智を反映させようとしたという点において新しい藩主像を呈示したといえよう。

この諮問に対し四人が応じたが最初の提出者矢太夫は寛政五年一月、全十一箇条を以て役人の私曲防止、光丘の雑用金の差し止め、郡代職の再認識、利付き米の禁止等々について上書し[8]、二人目は同年三月、藤島村種耕院住職日安が直訴状を以て「以御慈悲御領内物御百姓え右之不納米才覚米之御借米不残被下置」と不納米、才覚米の切り捨てを嘆願し[9]、三人目は同年四月、三矢伊兵衛（徂徠学派・藩会計担当）が泰平と江戸文化がもたらす奢侈により士風の乱れが生じているとの意見書を提出した[10]。最後は光丘が同年七月、庄内藩に年五分の才覚金二万両を融資し、百姓に年七分で貸し付け、才覚二万両のうち貸し付け残は信用貸し付けとし、五年後に五、六万から十万俵を利殖とする案をまとめ上書した（『鶴岡市史』）。彼ら四人の主張は、矢太夫と日安が共に農村の抜本的改革を行うには藩財政の改善が必要であるとし、特に矢太

夫は財政の窮乏を経世済民の学によって克服しようとした。それに対し、光丘は肝煎大庄屋による百姓の監督強化と自身の資金で貸し付け業務を行うという貸し付資本家としての農村救済策であった。そこで寛政五年、三たび酒井忠徳は諮問を行ったが、今回は諮問の対象を矢太夫に絞り建策を求めた。それは矢太夫の奉じる徂徠学が現実的で実効性に優れた政策論であることを忠徳が徐々に認識し始めた結果で、忠徳自身、諮問を行いながらも役人の不行跡や士風の乱れの根源が心の問題であることに気づきつつあり、矢太夫の心の問題を扱う学校論の提案を受け入れる素地が出来つつあったということである。

藩士の風俗みだりかはしく、役人といへばややもすれば私の事を為し、あるは博奕をし、又若きものは游所に行、みだりなる振込をし、夫のみならず、町人風ぜいの者と喧嘩せしなどといふこと絶へず、あるは大勢徒党して天狗風などと唱へ、人の門屏を打こはす類ひもありけれ、此事を患ること数年、それぞれに世話をもすれど、其時には少し事少きようなれど、又いつしか程もなく元の如く成行也、是は一躰、家法のゆるがせより出る事とおもへば、かかる類の事は厳重に懲るばかりなる仕置も有るべしとおもへど、又若きものの一端の心得違ひなるもあることにて、家中のものといへども、皆己が代に取立しものにもあらず、先代の労ありて数代奉公せし者の家を只壱人の若気の過により其家を断んこと忍びぬこともあれど、いかがせむ（『野中の清水』、『鶴岡市史』）

ここでは忠徳が、士風の乱れこそが最大の憂慮すべき点であることを吐露している。忠徳は酒井家が三河で発足して以来、代々仕えてきた家臣を称える一方で、安逸に流され不行状に堕していく末裔達に心を痛めている。

先代達は「労ありて」召し抱えられ主君との運命共同体に奉公の目的と自負を抱いてきたが、「数代」の「奉公」を経るに従い、美風が失われ不行状に堕していった。それは元禄以降泰平の世が続き①武を以て民を統治する武士の存在意義そのものが薄れてきたことや②義によって主君に奉公する運命共同体としての自覚の喪失があると考えられる。こうした時代転換の渦中にあって、忠徳は役人や若者達の浮薄な行状の原因が一往「家法のゆるがせ」にあり、統制や外的規制の弛緩が直接的な原因であるとして、その対処法に「厳重に懲るばかりなる仕置も

有るべし」と厳罰論や拘束論に言及している。しかし、再往原因が「只壱人の若気の過」や「若きものの一端の心得違ひ」、つまり道理に対する勘違いや思い違いに由来し、人間自身の心の弛みにより生じるものと捉えることにより「其家を断んこと忍びぬこともあれ」と厳罰論や拘束論に終始することが不毛な結果を生むことを予測している。

但しその捉え方は士風の乱れの因を人間の心に求め、人間自身の改革が必要であるとする内面的、道徳的規範に立ちつつも、その視点は朱子学的本性論というのではなく、あくまで外的拘束力を伴う「仕置き」に効用を認めている。とはいえ「仕置き」本来が持つ外的拘束力によるものではなく、より軟化した「世話」に軸足を移し、人間自身に備わる外的刺激によって薫発される人間の良心や反省、自己内省化の発動に期待を込めている。この忠徳の心の捉え方は、士風の乱れに対する対処法としての反省や自己内省化に期待が込められ、「仕置」という外的拘束力を認めつつも、原因と矯正の契機を人間自身に求めているという点で、歴代藩主が、その原因と対処法を外的処置に求めてきたのに対し、より深化しているといえよう。だが藩士達の行動を「いかがせむ」と憂慮している点からすると人間に対する考察と把握は未だ模索段階にあったといえる。

忠徳が矢太夫を諮問の対象と認め始めた直接的な機縁は、天明八年十一月八日、忠徳が矢太夫、和田伴兵衛（太宰春台の高弟松崎観海の門人）、豊原和多治の三人に対し『論語』講義を行うよう命じたことに始まる。（「御前に聞し召んとて、白木の御書院にて、論語を講しさせ給ふ。江戸におはします年にも藩士の子弟、聞んやうにして常に講すべく仰せ置れたりし。（『野中の清水』、『酒井家世紀』）。この論語講義を切っ掛けに、忠徳は学問による人格の陶冶とその波及効果、そして治国安民の学と実践力が藩政改革にとって相応しい学問であることを認識し、その結果が、矢太夫に対する諮問として実現[11]したものと考えられる。次の文献も徂徠学を奉じる矢太夫に対し、忠徳が絶大の信頼を寄せる様子が窺えるものである。

ある時、御側なる人に宣ひけるは学問せることもなく又、学問といふことも尋常のことのやうにおもひしに、何某（筆者注：白井矢太夫）か学問の力あるにぞ、初めて学問の益あることを知りし也。是迄、郡中扱の役をも勤めぬ身として、事々問うに何事も委しく審らかにしりたるは、不思議なるばかり也。汝等が学問は何の用にも立たぬものぞ、と笑ひ給ひ

しとぞ。（『野中の清水』）

本文献は矢太夫が「郡中扱の役をも勤めぬ身」とあることから、寛政五年前後（矢太夫の郡代就任は寛政五年五月）のものと考えられる。ここでは忠徳の学問観、中でも矢太夫が奉じる徂徠学に対する認識の変化が如実に示されている。

忠徳は当初、徂徠学・朱子学両派の近侍者達に「汝等が学問は何の用にも立たぬ」とその非行動性と観念性を嘲笑し、何らの解決策も提示できない学問に対し無関心であったが、矢太夫が藩政を知悉し、忠徳の如何なる課題にも明快に回答し、しかもそれが実践的で「何の用」にも堪えうる学問であったことから、忠徳は徂徠学に対する認識を改めていった。忠徳が「汝等が学問は何の用にも立たぬ」と切り捨てた藩儒とは、忠徳に近侍した家老と中老達を指すが、ここで学派別に、忠徳の家督相続（明和四年）から死去（文化九年）までの三十八年間について見てみると、家老十四人・中老十六人の名が上がる。しかし家老と中老の重複者が十人おり、実質重役は十九人で、その中に徂徠学派が五人、朱子学派が三人、学派不明者は十一人となっていることから、既に庄内藩の学勢がやや徂徠学派に傾いていることが判る。これらのことから忠徳が「何の用」との実効性を問いながら切り捨て対象としたのは、特定の学派ではなく寛政五年以前の藩儒達総てに対してであった。この点、諸藩にみられる藩政の主導権を握るための朱子学派と徂徠学派とが学派間闘争や政治的価値を優先する徂徠学と道学主義の朱子学とが理論闘争を繰り返す状況とは異なっている。

因みに松江藩江戸藩邸では藩の学風は時の藩主の関心により学派の変遷が見られ、藩祖松平直政は黒沢石齋を招いて朱子学を奨励し、三代綱近は長沢粋庵（すいあん）を招き仁齋学を宣揚し、六代宗衍（むねのぶ）は徂徠学に関心を寄せ宇佐見濱水（しんすい）を招いたため徂徠学派が定着した。しかし九年後に設置された国許の藩校については折衷学派桃白鹿家が嗣子相承したため暫く安定していたが、文政四年頃になると「急に諸派の学派論争が表面化」し、「寛政異学の禁のときも教学の統一はみられず」という様相であり[12]、学派間による闘争が展開されていた。こうした原因を竹内照夫氏は寛政異学の禁にあるとし「一藩の内部で正学と異学とが対立し、これに政治的問題がからまって党派の争いを生ずる[13]」と論じたが、庄内藩の対立構図は、こうした諸藩とは対立の原因と状況が異なっている。

つまり庄内藩においては忠徳が藩政改革を遂行するにあたり、政治的場面における学問の実効性の有無を徂徠

学や朱子学の両派に求めているのに対し、両派が藩主に対し如何に政治的有効性を自己の学問体系を以て説明するかという構図になっている。忠徳の儒学観は天明八年の論語講義以降、徂徠学に傾きつつあるとはいえ、この段階においては何れの学派にも偏らず、「何の用」という「政治に反映させ、実績を上げるのが真の学問である」との政治的有効性に基づく視点が基盤にあった[14]。忠徳の政治的有効性を求め両派を吟味するという姿勢からは、自ずと藩主対徂徠学・朱子学二派との対立が生まれ、最終的に忠徳が志向するものは教義論争ではなく、既存の価値を打ち破り新しい思考や行動様式を求めていくものであった。この関係は第五代忠義・第六代忠真時代の藩学導入に当たっての朱子学派対徂徠学派二派間による主導権争いとも異なっている。忠義と忠真が儒者達に求めたものは、嗣子や士臣達に対する読み書き教育と藩内の教育振興、文化の向上に寄与するための学問や儒者であり、現実的課題に対処するための普遍的原則を欠く状況対応型儒学といえるものであった。

忠徳の「何某か学問の力」（「野中の清水」）という捉え方は、学問を通じて発現される人間の可能性や実践力に対する視点と見ることができ、現実的課題に対し如何なる人物が、如何なる思想・学問を以て対処できるかという点に関心があり、忠徳は儒学の理想を以て現実を変革し儒学の理想世界を現出させることができる実行力ある人材を求めていた。その藩政改革の主体者とは「命を知らざれば以て君子たることなし」（『論語』堯曰）との使命感に立ち「礼に立ち、楽に成る」（『論語』泰伯）の精神に基づき自己完成に向かう人物で、藩政の実を確実に挙げることのできる実践力ある人材であり、「何の用」という藩政の改革及び士風の刷新の目的を成就することができる人物か否かが、選択の基本となっていた。以上論じた中で忠徳が求めた儒者像と儒学観を整理してみると、忠徳の儒者像とは実践的儒学を体し断固藩政改革を断行することができる人材であり、その儒学観とは①政治と不即不離の学問②政治的有効性を説明することが可能な学問体系③政治的実績を残すことが出来る経世済民の思想を体した儒者ということができよう。

## 2. 白井矢太夫の上書及び意見書と儒学観

本章においては矢太夫と儒学の関わりについて、上書及び意見書を吟味しながら、それが藩校設立の契機とどのように関わっているのかについて検証していくことにする。先ず矢太夫と儒学との関わりは、祖父久兵衛茂種が荻生徂徠の弟子であったことに起因する。矢太夫が十

二、三歳になると祖父は「徂徠の翁に学びめれ」と経書の素読を施した[15]。十八歳頃には、太宰春台の門人加賀山寛猛が主催する会読に出席したが、寛猛はその修学振りを評し「我が藩の学斯の人に因て興るべし」[16]と庄内藩の将来を託している。安永九年二十八歳の秋、忠徳の命に従い江戸に上り太宰春台と松崎観海に師事、徂徠の遺訓を究めようと数年来抱いていた経義への疑義を質したところ春台や観海の解が明快であったため積年の疑義が溶解した[17]。天明二年四月、二年間に亘る江戸での修学を終え帰国、藩内には『尚書国字解』以外見あたらないことを憂慮し、『尚書国字解』の執筆を開始した。因みに矢太夫の妻は荻生徂徠の門人である庄内藩家老水野元朗の女である。

矢太夫は徂徠学を基軸として人格と学問を形成していったが、矢太夫帰国後の藩内は家老水野重幸一派に握られており、江戸において修得した学問が政治に反映されることはなかった。この頃の藩内の状況について小島康敬氏は「衛士（筆者注；加賀山寛猛）の力によって藩内は宋学から徂徠学へ一変し」[18]たと述べているが、その実態は「藩内には已にそ徠の学が伝はり元朗、寛猛及びその門弟達によって目醒ましい新興意気を以て宣伝せられつつあった。しかしそれ等の宣伝の達する所は勿論ある限られた人々の間のみであった。かうして藩全体は依然として保守安逸的であり吏員の小細工と無学な猪武者等の横行に満ちて居た」[19]とされ、徂徠学派重幸による政策といえども、重幸執政の時に忠徳から諮問を出されたことを考えると、その政治は旧態依然としたもので、徂徠の論を十分に読み切ったものとは言い難いであろう。「当時の矢太夫は一介の儒臣に過ぎぬ禄高も二百五十石で決して多くはなかった」[20]ことから藩主に容易に近侍する状況にはなく、当時の政治が忠徳の意にそぐわないものであったことが窺える。

そこで寛政七年四月、重幸一派から排斥されていた家老酒井吉之丞、中老竹内八郎右衛門、郡代服部八兵衛、矢太夫等を呼び戻し矢太夫を改革御用掛に任命し、寛政の改革を断行するよう命じた。その具体的な実践は、後述する寛政八年四月、矢太夫が忠徳に提出した改革の意見書を中心に展開されることになる。

では忠徳に提出した寛政五年の上書及び寛政八年の意見書が藩校成立の契機にどのように関わっていったのかについて、矢太夫の儒学観と併せて検証していくことにする。一般的に藩政の重要課題とは農村に対しては、農民の飢餓対策と租税の徴収、村役人の不正防止、検見の強化や年貢の増徴、倹約令による財政支出の引締めと、

新田開発、士臣に対しては半知借上による俸禄の削減等を挙げることができる。更に庄内藩においては武人としての存在意義と目的観の喪失から生じる風紀の乱れや、江戸風の藩内への普及による生活の奢侈化等々、様々な問題が藩内に生じ、矢太夫はこれらの問題に取り組む必要に迫られることになった。

是はありがたき思召にてまことに御仁徳とこそ申べけれ、扨此事は愚意に慮り候に、治世の永く続きてひとの心柔弱に成行弊にて、廉恥のなきより致所に候へば、急には中々行直りがたきことにやと恐れながら存奉るなり、たとひ厳重の御沙汰に及ばるる共、其当時斗のことにて悪き者は絶えぬ習に候へば、罪人のみ多成候はん、もし此風俗を御改可被遊思召候はば、迂遠なるやうには候へども、学校の教にあらずば行べくも候はず、されども卒にことなるべき義にては候はず、数十年を経て人々恥をしるやうになり、又御役人をも大抵は学校中より御撰び遊ばし候やうに成候はば、末々は自然に此風俗も改るべし。

（「野中の清水」、『鶴岡市史』）

と泰平な時代における藩の現況と政治の得失、更には救済策[21]を踏まえた上での人材育成の場としての学校の設置と人材の活用を促す意見書を提出した。即ち矢太夫は風俗の乱れの原因が藩士の柔弱性と「廉恥」心の欠如にあると指摘した上で、その対策として「学校」を設置し、「学校」による「数十年」に亘る「教」の実践と、その結果育成された人材を政策決定の場である藩庁に登用すべきであるというのである。即ち学修者による内面の変革を通して社会の変革を促すものであり、且つ倫理的内省を通じて外的世界に働きかけようとするもので、その根本は修得した理論を実践に移すことにある。また道徳的理想主義を掲げながら、退廃した役人の力の論理による世界を変えようとするものでもある。

但し矢太夫の意見書は、藩士の風俗の乱れの因が「ひとの心」という自己の内在によるものであることを認めた上で、根本的解決には、外在的存在である礼楽に基づく学校教育に依るべきだとしている。

矢太夫が提出した学校設立の課題と対策は、諸藩の多くが設立の目的を藩政の統治原理の確立や藩制の整備としているのに対し、庄内藩は藩士の弊風の改善を最第一に置いている点で異なっている。鈴木博雄氏は「個々の藩校設立の事情は個々の藩の歴史的社会的事情によって異なるが、大筋においては、幕藩体制の確立、藩制の整

備が藩校設立を促す重要な契機となっている。」とし「幕・藩制の整備を進める幕府・諸藩はその根底となる統治原理を家臣や領民に徹底する必要があった。幕府がいち早く儒教を統治原理として取り入れ、その教化政策に多くの儒学者を動員したのはこうした理由による。諸藩の場合も、基本的には全く同様であった。ただし、諸藩の場合は、各藩の成立事情や領有規模によってその緊急度は大きく異なる」[22]と藩校設立の動機が統治理念や政策実現の場として要求されたものであり、儒教は強化政策のための方法論であるとしている。それに対し庄内藩校設立の契機は、矢太夫の意見書のように、教育の力及びその波及力を認識した上での士風の刷新案である点において、目的と意義とが諸藩とは大きく異なっている。

矢太夫の上書に対し、「上書の中には蘐園学派の政治理論が表現されている」（『鶴岡市史』）とされるが、取り分け領主の代理として直接民政に当たる者の要諦を説いた次の箇所は、徂徠の影響を強く受けているとされる。ここでは、以上の点を踏まえ矢太夫の論と荻生徂徠の『政談』との比較を行うことにする。

（1）上書

郡代、郡奉行、代官協同一致して、農民を治むれば、民の困窮を救済し得べし。（「水野華陰先生伝・加賀山桃李先生伝・白井東月先生伝」[23]）

『政談』巻二

太平久ク続クトキハ、ヤウヤウ上下困窮シ、夫ヨリシテ綱紀乱テ、終ニハ乱ヲ生ズ、和漢古今共ニ治世ヨリ乱世ニ移ルコトハ、皆世ノ困窮ヨリ出ルコト。（『日本経済叢書巻三』[24]）

（2）上書

百姓ハ財の余らぬやふに不足もなきやふに治る事道なりと佐渡守殿（筆者注・松平信綱）言上せられしハ、中道に相協し言なるへけれとも、大勢の万民家内の細事尽く中道を得る事難成事也、是故聖人も富ミとハ云れたる也。（中略）今大禁を犯し刑戮に陥る者其始を尋れハ多く貧窮より生る故、心ある者哀衿する也。万民富有になる時ハ妻子親族打寄生を楽み居り、自然と其身を大切にし悪事をなす事もなき也。（『山形県史』）

『政談』巻二

孔子モ富ンデ後教ルト宣ヘリ、手前困窮シテ衣食足ザレバ、礼儀ヲ嗜ム心ナクナル也、下ニ礼儀無レバ、種々

ノ悪事ハ是ヨリシテ生ジ国遂ニ乱ルルコト自然ノ道理也、何程法度ヲ厳クシ、上ノ威勢ヲ以テ下知スト云トモ、上下困窮シテ働ク力モ無ヤフニ成タル時節ニ至リテハ、其働ク力モ無ト云所、偽モナク真実ナル。（『日本経済叢書巻三』[25]）

（3）上書

治国の要をして衣食を足らしむるにあり。民の禁を犯し、刑に触なくは貧窮に基す。故に民富有にして、家内団欒以て楽しむに至れば各々其の身を慎み悪事をなさざるに至るものなり。（『山形県史』）

『政談』巻二

故ニ国天下ヲ治ルニハ、先富豊カナルヤフニスルコト、是治ノ根本也。（『日本経済叢書巻三』[26]）

（1）の文献は、矢太夫が根底に為政者同士の協調性の確立と意識改革があってこそ困窮する民を救済する唯一の方策であるとし、それは為政者の倫理的内省の確立と民への奉仕を通じて初めて儒学理論の実践が可能であると論じたものである。そして抽象的な普遍主義を展開するのではなく、変転する現実社会に没入する中に改革の理想が実現できると、儒学の互恵の精神に基づいた主張を展開している。（2）（3）の文献は、徂徠が太平の世のもたらす弊害と原因、治世と「富」の持つ意味、治世者としての心構え等を論じたが、ここでは単なる「下」を手段化し、管理の技術としての倫理と理想なき統治を論じたのではなく、藩儒の意識は士民のためという内面的鍛錬によって初めて確立されのであり、その確立した為政者観によって成立する関係性の中での中心者や為政者としての統治観を示したものである。

またここでは矢太夫が提出した上書を基に徂徠学との影響関係を検討したが、庄内藩における上書の意味づけは、①学派間の教義論争に陥るものではなく②庄内藩校設立の構想を描いた新しい思考方法や行動様式のために、徂徠学・朱子学両派を超えた既成の壁を破る政治的・文化的・知的次元で切り開いたものである。しかもそれは徂徠学を飛躍した新学説ではなく、従前の庄内藩儒達が読み切れなかった徂徠と春台の真意を矢太夫が庄内藩流に読み解き、庄内藩独自の課題でもある藩士の生活の乱れや奢侈を経世済民の学で克服しようとするものであった。

## 三．白井矢太夫の学校観と徂徠学

本章では、荻生徂徠と太宰春台の理念が、学校建設に至る上で矢太夫の学校論にどの様に反映され、具現化されていったのかを検討していくことにする。矢太夫の学校論は、学校を藩吏の育成機関と位置付け、学問の思考と訓練を受けた人物が藩政に拘わることにより弊風と脆弱性、紊乱を払拭し、藩の興隆と安穏が現出されるというものである。その教育論は、藩内の士風の乱れを心という内面的道徳主義的世界に認めながらも、その根本的な超克には先王創出の礼学という現実的対処法に基づき、藩校における教育実践の中において、恥を認識させようとするものである。

### 白井矢太夫

もし此風俗を御改可被遊思召候はば、迂遠なるやうには候へども、学校の教にあらずば行べくも候はず、されども卒にことなるべき義にては候はず、数十年を経て人々恥をしるやうになり、又御役人をも大抵は学校中より御撰び遊ばし候やうに成候はば、末々は自然に此風俗も改るべし（「野中の清水」、『鶴岡市史』）

### 荻生徂徠

十万石以上の大名には、其在所に学校の様なる物を立させ度事也。大抵五百石程の物入にては学校は出来する事也（『太平策』巻之四[27]）

是ヲ教ルニ術有ベシ、士君子ノ輩ハ文字ヲ知ルヲ要トス、近年理学ハヤリテ悪キコトヲ云散シ、其習シ儒者ノ常語ト成テ、文字ヲ知ラズトモ道理ヲ知レバヨキト云ハ大ナル僻事也、文字ヲ知ネバ道理モ暗キモノ也。（『太平策』、『日本経済叢書巻三』[28]）

扨御旗本の学文あるを、其向寄の儒者どもより、若年寄・御番頭へ申さすべし。（『政談』巻之四[29]）

扨学文ある人を撰て御役人に仰付らる、様にあらば、学文は流行べき事也。（同[30]）

### 太宰春台

天子諸侯ノ国都ハ云フニ不及、郷党州里トテ、在々所々マデニ、皆学校有リテ士民ニ学問ヲ勧ム（『経済録』巻六[31]）

凡学政ハ、唯人才ヲ多ク得ルヲ要トス、人才ハ国家ヲ治ル道具ナル故也（同[32]）

総ジテ中華ノ風ハ、古ヨリ今ノ世ニ至ル迄、学問才芸ニ因テ立身シテ、庶民ノ子モ爵禄ヲ得富貴ニ進ムガ故ニ、人々競テ学問ヲ励ム也（同[33]）

サレバ必学問アル人ヲ択デ大小ノ役ヲ命ゼラレバ、号令ナクトモ、人々学問ニ赴クベシ（同[34]）

徂徠は財政的に学校設立の出費に耐えうる十万石以上の大名に対し、具体的な諸掛を示しつつ学校の設立を勧めている。学校設立の根拠は金融資本の進出により緩みつつあった社会秩序と倫理観保持のための義理の確立にあり、それは学校をはじめとする制度、政策にまで及んだ総合的な場においての義理観の確立を目指したものである。春台は人才論・学問論を論じる中で中国三代の「国都」「郷党州里」の学制を概観し、国家の基本である人材育成のための学問に触れながら、間接的に東都及び諸侯に対し士民教育のための学校設置の要を論じている。しかし学校設置の緊要度は「必シモ古代ノ如クニ、学校ヲ建テ学バシメラルルニモ及バズ」（同・一七七頁）とその主張は徂徠の学校論に比べ設置の意志を諸侯に委ねている点からして緩くなっている。

矢太夫の学校論は、徂徠・春台両者の学校論・人材論を基に再構築を行い、その中から学校設置の契機を得たもので学校によってもたらされる学問の成果と人材育成については、徂徠や春台等が「人才」、「士君子」の育成に「学問」「文字」等の「術」を用い「道理」を修得させるべきであるとする点を踏襲している。学校とは学問と人材、学問と国家、人材と国家等の鼎立関係の中から現実に即した理念と理論が構築されるものであるが、矢太夫はその関係の中でも特に学問と人格鍛錬の知的・情的空間の場としての学問を強調している。徂徠は経世済民の士を推挙した上で、政事の世界に活用すべきであるとし、春台は中国の立身の事例を引用しながら、学校教育を受けた者の中から優れた人物を藩庁に取り立て、その良風によって士民の弊風も「号令ナクトモ」自然に治まるであろうと論じたが、矢太夫は儒学を習得した人材を藩吏に取り立てることにより、学問の振興と文化の興隆、経済の活性化がなされ、その結果藩政改革を見据えた上での士風の刷新が実現できると主張している。但し中村哲俊氏が藩政改革の現状と課題を論じながら徂徠に

おける学校設立の契機を「ひっきょう徂徠の論ずるところは、幕府付きの学者の便宜のために諸侯に学校を建てさせよ、という考えから出ている幕府擁護策ともいうべきものと理解される[35]」との視点は、矢太夫の論においては全く意識されておらず、飽くまで庄内藩の喫緊の課題克服のため、庄内藩の実情に即した学校設立への情熱に突き動かされ構想された設立案である。

次に士風の乱れについて、矢太夫が教育との関連において、どのような対案を考えていたのかという点については、「数十年」に亘る藩校教育により「廉恥」心が育成され、その果によって「自然に此風俗も改る」であろうと、その教育効果により恥の認識と弊風の冥伏がもたらされるとしている。矢太夫は藩校教育により教育目標が「自然に」達成されるとしているが、この「自然に」からは徂徠学から影響を受けた二つの視点を指摘することができる。即ち①環境論や時の経過（藩校教育による経過的成果の現出）と②自発性（内面から発する自立的発動性）であり、この二つの根拠は①に関しては、徂徠が「仁とは養ふの道也。故に国家を治むるの道は、直きを挙げて諸れを枉れるに錯けば、能く枉れる者をして直からしむ。身を脩むるの道も、亦其の善を養ひて悪自ら消ゆ。先王の道の術也。」（『弁道』上）と邪な者も礼楽の実践者により矯正され、朱子学の個人修養に固執する者であっても、善を養うことにより悪が自然に消滅するという環境論を論じているが――これは心の修養という問題を論じる以前に他者である善なる存在に触れさえすれば、その影響の下、邪な心が矯正されるとする――、これを受け矢太夫も「直き」を良き環境＝藩士育成の場と位置づけ、藩士育成の場である学校に身を置くことにより悪弊を払拭することができるとしている。矢太夫は、徂徠が人間とその置かれた環境との影響関係を認めた上で、徂徠の論を踏襲し矢太夫流に再構築していったものといえよう。

徂徠が古代教育の目的を「道之を文と謂ひて、其の教へは養ひて以て徳を成すに在る」（『弁道』上）と位置づけ、学は先王の道により「自然に徳立ちて知明らかなり。要は習ひて之を熟し、久しうして之と化するに在る也。」（同下・学）と養育と徳、学問と徳との関係を論じている。徂徠は、先王・聖人の道とは詩書礼楽に集約され、これらを言語表現化したのが六経で、六経が正しく理解されるには言語の習得は当然のこと、「聖人の教へは専ら礼楽にて、風雅文彩なる物」（『答問書』下）であるため、礼楽を実践する中に道が把握され、徳が確立されるというのである。矢太夫も六経の修学環境に身を置くことに

より、「徳」が「自然」に育成されるとしている。

②の自発性と士風の刷新との関係については、「数十年」の藩校教育が自然に「廉恥」心を生じさせ、「自然に」自発的に「風俗」が「改」まるようになるというのである。この「自然」とは、心の趨勢によるものではなく、教育という主体的実践行為により薫育された「直き」心や主体性が、悪しき「風俗」を超克していくということである。主体性について、徂徠は「憤せざれば啓かず。悱せざれば発せずとは、夫の生ずるを竢つ也。知らざる者は之を愛むと謂ふ。生ずれば斯に禦むる無し。外より鑠するに非ざる也。襲ひて取るに非ざる也。故に聖人の教へは格することを貴び、之を行ふことを求むる者也。」(『学則』三)と『論語』述而篇を引用し自発的な知への探求心や好奇心の育成を主張しているが、外在的存在である先王や礼楽等を認識することが前提条件としてあり、一見内的薫発とは矛盾するように思える。しかしこの論の力点は「生ずるを竢つ」にあり「外より鑠するに非ざる也。襲ひて取るに非ざる」であり、また内外への乖離性を誘発する鍍金のようなものでも、付け焼き刃のような虚構性を持つものでもない。聖人の教えである六経を実践することにより自ら外なるものを内に格し、それぞれの立場において徳の完成を図っていくもので[36]、大学の「格物致知」を踏まえ、六経の実践により、徳を高めていくのであるとしている。

この外在的存在である先王と自己の薫発性との撞着の問題について、辻本雅史氏は「徂徠の学問の既定主義的性格は、必ずしも学ぶ者の自発性や能動性を損なうものではなかった。むしろ聖人の権威は、人間各個の固有性の伸長や完成を保証するものとみなされていたから、それへの強い信頼は、逆に学習者の自発性を促進するはずのものであった[37]」と述べ徂徠の論に自発性が存在することを指摘している。矢太夫の人材登用論も「又御役人をも大抵は学校中より御撰び遊ばし候やうに成候はば、末々は自然に此風俗も改るべし」と述べ、学修者が絶対的存在である先王に対峙することにより、その間の介在物が相対化され、学修者の自発性が薫発されることになるが、その自立した学修者が藩内の士臣達に刺激を与え、その結果士臣達の自発性が薫発されることになるというのである。矢太夫は自立と薫発性による主体と客体との影響関係を認識していたことが判る。

## 四．おわりに

本論は致道館設立に至る藩主忠徳と郡代白井矢太夫による独自の契機を検証したものである。その結果、庄内藩独自の主要な要素とは①藩政改革を見据えた上での士風の刷新を行った②風俗の乱れが人間に内在する心の問題であることに気づいた③庄内藩の藩政改革は旧来から藩内に流布していた徂徠学の超克が前提にあった④前述の課題に対しては、矢太夫が徂徠学の真意に迫りつつも庄内藩独自の解釈と教育で解決を図った⑤その解釈とは、教育効果を時の経過と捉えると共に自己の内面から薫発する自発的能動性と位置づけ、学校における教育の展開に絶対の信頼を置いたこと等を指摘することができる。

致道館はこうした①から⑤の諸要素を契機とし、以後忠徳の答申を待ちながら文化八年の学校設立の動きへと歩み出してゆくことになる。

注

（1）『酒井家世紀』鶴岡市立郷土資料館蔵、『鶴岡市史』（鶴岡市役所編・えびすや書店・昭和三十七年十一月二十三日）、『国指定史跡庄内藩校致道館』（社団法人荘内文化財保存会・平成九年十二月）

（2）『酒井家世紀』、『鶴岡市史』

（3）荻生徂徠は大名の困窮の原因を隔年の江戸参勤と指摘し、さらに大名の格式、奥向の奢などが、これを助長すると述べている（『政談』巻二）。「大名は隔年であるが、奥方は江戸常住であり、江戸藩邸の経費は著しく藩財政を圧迫した。」（「政談」の社会的背景」辻達也、『荻生徂徠』日本思想大系36・岩波書店・一九八三年八月十日・七六〇頁）

（4）『寛政水野日記』鶴岡市立郷土資料館蔵、『鶴岡市史』

（5）『新編庄内人名辞典』庄内人名辞典刊行会編・庄内人名辞典刊行会刊・昭和六十一年十一月二十七日、『鶴岡市史』・三五二頁

（6）「野中の清水」白井重固（じゅうこ）・鶴岡市立郷土資料館蔵

（7）「躬自ら衣食を節して、藩中に大節約を命ずるも意の如くならず」（「水野華陰（かいん）先生伝・加賀山桃李先生伝・白井東月先生伝」鶴岡市立郷土資料館蔵）

（8）「水野華陰先生伝・加賀山桃李先生伝・白井東月先生伝」

（9）藤島村亡村への危機感を抱き、村高二一六三石に対し不納米一万一千俵が生じている点や年貢諸掛一・五倍によって窮状に陥っている点を訴えた（『余目町史』上巻・余目町編・余目町刊・昭和六十年三月・六一〇頁）

（10）一　御城下風俗三四十年前とは大違罷成美服花美を尽し、料理菓子等まで追々江戸風を見習ひ、料理茶屋仕出賄等まで行間なく便利と相成候より上下自由足り困窮仕候（以下省略）。一　御家中美服の儀前々より被仰出有之、御制禁相背き候には無之候へども、先年御国目付中御下向の頃より段々立派罷成、近来は美火と申程に相成候（中略）縮緬紗綾或は八丈縞、上田縞類目立候品着用不仕専木綿相用候様仕度奉存候云々（『鶴岡市史』・三六四頁）

（11）「この様にして藩公と矢太夫の間に次第に近づいて行った。藩公の苦ちうも矢太夫には解るそ徠学徒としての矢太夫の確かな経世才も藩公には益々頼もしく思はれて来た。」（「白井重行（筆者注：矢太夫）と其前後」中・白井重直・鶴岡市立郷土資料館・昭和四年五月）

（12）『松江藩学芸史の研究』佐野正巳・明治書院・昭和五十六年二月二十五日・四頁

（13）『四書五経』平凡社・一九八四年九月五日・二三七頁

（14）「国指定史跡　庄内藩校致道館」社団法人荘内文化財保存会編刊・平成九年十二月

（15）「祖父の君、常に宣ひけるはおのれ親しく徂徠の翁に学びめれ」（「野中の清水」）、「十二三にも成給ふ頃、祖父の君みづから経書の素読を教へ給ふ」「年頃、御手づから写し給ひし徂徠の著し給ふ書ともまた古書をも皆とり出給ひて与へ給ひしとぞ」（同）

（16）「水野華陰先生伝・加賀山桃李先生伝・白井東月先生伝」

（17）其頃は親しく徂徠の教うけし人々の皆うせぬる世にて、わづかに徳夫君脩などの門人のみありけるに、みな交りをいれ給ひ博くこと、ひし（「野中の清水」、「水野華陰先生伝・加賀山桃李先生伝・白井東月先生伝」鶴岡市立郷土資料館蔵）

（18）『徂徠学と反徂徠学』ぺりかん社・一九九四年七月二十日・三三九頁

（19）「白井重行先生と其前後」上、白井重直・昭和四年五月十六日、鶴岡市立郷土資料館蔵

（20）「白井重行先生と其前後」中、白井重直・昭和四年五月、鶴岡市立郷土資料館蔵

（21）白井矢太夫が寛政八年に実施した困窮百姓の救済策、農業振興策等の藩庫の貸付米八万三千三百余俵、一万三千八百余両の帳消し、代官所才覚の米金は据え置きという処方（『大山町史』斉藤正一・佐藤誠朗・大山町史刊行委員会刊・昭和四十四年一月十五日・一〇〇頁）

（22）「教育学校研究集録第十六集」筑波大学教育学校研究科大学院博士課程発行・一九九二年十二月十日

（23）鶴岡市立郷土資料館蔵

（24）滝本誠一・日本経済叢書刊行会・大正三年八月十五日・三八四頁

(25) 三八四頁
(26) 三八四頁
(27) 日本思想大系36『荻生徂徠』辻達也校注・岩波書店・一九七三年四月十日・四四二頁
(28) 滝本誠一・日本経済叢書刊行会・大正三年八月十五日・五六三頁
(29) 日本思想大系36『荻生徂徠』・四四〇頁
(30) 四四〇頁
(31)『日本経済叢書巻六』滝本誠一・日本経済叢書刊行会・大正三年十一月二十二日・一七四頁
(32) 一八一頁
(33) 一八一頁
(34) 一八一頁
(35)『日本近世学校論の研究』・風間書房・昭和五十一年一月・一六八頁
(36)「人ごとに其の性を殊にし、性ごとに其の徳を殊にす」(『学則』七)、「六経は其の物也」(『弁道』上)、「物なる者は教の条件なり」(『弁名』下・物)
(37)『近世教育思想史の研究ー日本における「公教育」思想の源流ー』思文閣出版社・一九九〇年二月・五四頁